

教科書無償運動より学ぶ

高知市長浜の原は、高知市の南にあって、土佐湾にのぞむ半農半漁の部落である。昔から農地が少なく、漁業といっても細々と続けるくらいで、仕事らしい仕事とはいえなかった。母親たちの多くは、「失対（失業対策事業）」に出て働いていた。

母親たちは、毎年、3月をむかえるのがつらかった。教科書を用意してやらなくてはならなかったからである。たいていは、近所や親せきから古い教科書をゆずってもらうが、教科書だからそう何年も使えない。買わなくてはならない子どもも出てくる。

その頃の教科書代金は、小学校では約700円くらい、中学校になると1200円をこえていた。それを買うのに、母親たちが「失対」で一日働いても、300円くらいにしかならなかった。300円では、生活にあてるのが精いっぱい。母親たちの多くは、高利貸しから借りることになる。ところが、その利子がずいぶん高い。「十一一（といち）」といって、十日で一割（10%）の利子がつく1000円借りても3ヵ月もたてば2000円になってしまう。本当につらいのだった。

母親たちは、学校の先生と正しい歴史を知ろうとする学習会をもっていた。その中でもこのことが話に出た。

「義務教育ちゅうのに、教科書くらいくれんものか。」

「そういえば、どこかに書いちよるきに。」

だれかが、思い出しながら、憲法をさがしてみた。たしかにある。第26条である。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

「これだ、これだ。」と何べんも読みかえしてみた。まちがいなく「無償」と書いてある。すると、ほしとか、買うとかいうことではなく、はじめから、政府が買いあたえることになっているのだ。

母親たちは、話し合いの輪を広げていった。学校の先生に働きかけると、先生たちも賛成してくれた。部落の外にも出向いて、一緒に考えようと話しかけた。貧しいのは部落の人たちだけではなかった。漁村の人たちも、教科書を買うのに困っていたからだ。そして、1961年に「長浜、教科書をタダにする会」を結成した。

「タダにする会」は各地で集会をひらき、署名運動をはじめた。一緒にたたかう団体も増やした。「教科書をタダに」という要求は広まり、その要求を高知市教育委員会に持ち込むことになった。

交渉の席では、みんなの意見が、せきを切ったようにあふれた。

「われらは、新学期になっても、子どもに教科書を買いませんぜよ。」

「われらの運動は、だれからも、うしろ指さされやせん運動じゃ。憲法には、ちゃんと無償と出ちゅう。」

「このたたかいは、われらの一番大事な憲法を守る運動ぞね。」

誰がどう読んでも「無償」と書いている。この時ほど、いろんな立場の人たちが、憲法をくいいって読んだことはなかったろう。

それからは、運動は一層盛り上がった。高知市議会は、小・中学校の教科書を無償配布するよう、内閣総理大臣や文部大臣に「意見書」を出した。そこでも、憲法第26条をあげながら、「保護者の負担」

を軽くし、「義務教育の徹底を期する」ために、「政府はすみやかに義務教育に要する教科書を無償配布する措置を講ずるよう要望します。」と述べている。

教育委員会としては、なかなか態度を決めきれなかった。だが、各団体のこうした要求が、次々とあがり、交渉も、二度三度と続き、ついに新学期までに教科書を渡すと約束した。要求は、実現するように見えた。

ところが、新学期に入る直前、教育委員会は無償の約束を白紙に戻してしまった。学校がはじまり、徹夜の交渉が繰り返された。教育委員会は、姿をくらませてしまった。変わって市長が要求にこたえようと約束するが、今度は教育委員が総辞職してしまう。それを待つようにして、市長は、教育委員がいなくてはと、また約束を白紙に戻してしまう。

学校では、ガリ版刷りのプリントで授業が続けられた。教科書を買う子どもも、ぽつぽつ出始める。その頃になると、親たちの中から、「そんなみっともないまねはやめろ。」「こんな運動は、部落のものすることじゃ。」という声があがり、学校の授業にまで顔を出し、なにかと圧力をかけてきた。「教科書をタダにする会」はそれらの人びとに対してもたたかわなくてはならなかった。

子どもたちも、じっとしてはいなかった。

「おんしらあ、どうして本を買うたかや。あれほどみんなでがんばろうと言うたじゃないか。」

「おんしらあ、自分かってじゃあ。貧乏なうちの子は、どうなってもかまわんというのかや。」

子どもたちの中には、これまで教科書を粗末に扱っていた者もいたが、その子どもたちも、ガリ版刷りのプリントを、かかえるように大事に使って勉強した。

たたかいは、5月に入った。プリントでの授業がはじまって一ヵ月あまりたった頃、全校生徒のほぼ四分の一が無償になった。要求は、まだ満たされてはいない。だが、これ以上、プリントでの授業は続けられない。親も、子どもも、教師たちも、涙をのんでこのたたかいをうちきった。

国会でも、この問題は大きな問題として取り上げられ、文部省はそれにこたえて、1962年頃から小・中学校の教科書を無償にすることを考え始める。

高知では、それを追うようにして翌年もたたかう。読み書きのできない母親たちも「憲法第26条は……」「憲法第14条は……」と、口ごもりながら、繰り返しておぼえ、そしてたたかってきた。

このたたかいを経て、昭和39年（1964年）から、ついに教科書無償が実現し始める。最初の年は小学校1年生だけ。翌年は3年生までと、順次に無償のわくが拡大され、やがて義務教育全体が無償になったのである。

教科書が無償になったのには、こうした背景がある。たたかってきたのは、一日一日の生活が苦しい母親たちが中心になっている。その背景を忘れてはならないのではないか。

※昭和37年（1962年）3月に「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」が成立し、第1条で「義務教育諸学校の教科用図書は無償とする。」という教科書無償給与の原則を示し、無償措置についての手続は別に法律で定めることとしました。同年、昭和38年（1963年）度から小学校に入学する児童に対して、全教科の教科書を無償給与するための経費7億円が計上されるとともに、昭和38年に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立しました